

## ▽ (F-1)「構想委員会」の主要検討事項 に関する意見

### 1. IP トランスフォーメーション ～新たな知的創造サイクルの構築に向けて～

2030年～2040年に向けた中長期的な視座に立って、新しい「知的創造サイクル＝IP トランスフォーメーション」はどのようにあるべきか

●「IP トランスフォーメーション」について、第2回構想委員会において示された視点は、大いに意義があるものと考えている。この視点、すなわち、世界が高付加価値経済に転換している中で、グローバル知的資本を国内に誘引・集積し、AI を積極活用して付加価値を創出し、グローバルでのマーケティングや収益最大化を図りながら、国内外の社会的課題の解決を図るという方向性は、極めて重要である。

これを実現するために、いかに「創造」「保護」「活用」を強化して「新たな知的創造サイクル」を構築するか、企業における各施策の具体的実施に関しては、弊会としても今後の議論を注視しつつ、適切なタイミングで意見発信や意見交換を行う機会が得られることを期待している。

以下では第1回構想委員会において提起された課題や論点をベースとしつつ、第2回構想委員会での議論も加味した弊会の意見を申し述べる。

#### (1) 創造・イノベーションの担い手となる人材が減少する中で、知財・コンテンツの創造力やイノベーション力をどのように維持・強化すべきか

(e x. 研究開発拠点としての環境整備、多様な人材の活用、創造人材の流動性確保・・・)

●研究開発拠点としての環境整備に関して（投資喚起の観点から）

##### (i) 国内企業による投資

創造力やイノベーション力を維持・強化するためには、研究開発投資を喚起する施策が不可欠である。

この際、研究開発投資自体（＝入力）を直接喚起する施策と、研究開発からの成果（＝出力）にインセンティブを付与することで研究開発を間接的に喚起する施策とをバランスさせつつ、その総和を高めることが重要である。

##### (ii) 国からの投資

大学、スタートアップ、中小・中堅企業等、資力が不足している開発組織に対する資金面での更なる支援強化が必要である。

##### (iii) 海外からの投資

日本は、GDP あたりの海外からの対内直接投資が、196カ国中 194位(OECD「FDI (Foreign Direct Investment) in Figures」2022年版報告書)と極めて低いことから、国内ビジネスと産学連携の両方に対して、海外企業にいかに日本への投資を促すかの検討が必要である。

産学連携で言えば、海外企業が日本の大学との連携に積極的になるには何が必要かについての検討も必要と思われる。その際、例えば、国内外の大学との連携に積極的な日本企業へのヒアリングを行うことは、産学連携を強化し、海外企業による日本の大学への投資促進につながる示唆を得る契機となるのではないかと考える。

●多様な人材の活用、創造人材の流動性確保に関して

(i) 人材に関しては、ピンポイントな施策は避け、幅広く長期的な視点からの取組みが必要

第1回構想委員会で委員から「クリエイター・発明者に意識がいきがちだが、創造・保護・活用面においては、ビジネスを分かっている人の存在がすごく大事」との発言があったとおり、イノベーション創出に関わる人材（知的「創造」人材）と、知的創造人材を支援するとともに創出されるイノベーションを保護、活用する戦略を考える人材（知的「推進」人材）との両方の知財人材に対する施策が不可欠と考える。

上記何れの人材に関しても、多様性が不可欠である。とりわけ、ジェンダーと企業規模の違い（大企業、中堅、中小/スタートアップなど、擁する人材の規模の違い）に応じた施策が重要であり、更には、国籍（国内/外国人材含む）、年齢（学生や専門性・経験の多寡も含む）など幅広いアプローチについても検討する取組みを行うべきと考える。

ここで、国籍に関するダイバーシティに関し、国としては、国内の活性化のためにイノベーション人材を海外から国内拠点に引き込む施策を考えるのは理解できるが、企業としては、現地ニーズをいち早く察知して商品やサービスなどに繋げるために研究開発拠点を海外に設ける方がビジネス的に有利であること、現在の為替の状況・人件費の差等の要因もあって、海外人材を日本国内で雇用するのは簡単ではない中、海外現地拠点で海外人材を雇用することを通じて人材のダイバーシティを進め、それを企業の成長に活かすことを考えているので、海外人材に関するダイバーシティについては、国内拠点に閉じた議論にするのではなく、日本企業の海外拠点も含めた議論であり、施策であるべきと考える。

#### (ii) 人材の流動性について

知財人材が自らの立場を変えるという意味での流動性だけでなく、立場の異なる人たちの人材協働性を高める、例えば産学連携や異業種連携などの推進も重要であると考えます。

## (2) 革新的な技術の進展（AIの利活用）への対応

●知財に関わるものが、AIを利活用して実務の高度化・効率化を図ることは、世界の中での日本の競争力を高めるために極めて重要である。

まずは、知財人材自身がAIを積極的に利活用することが不可欠であり、それを支援するためにも、IPトランスフォーメーションのなかで政府が、AIを積極的に開発・利活用するとともに、知財人材がそのAIを広く使えるように提供したり、その利用に関する様々なサポートを行うことを通じて、知財人材のデジタル化を推進していただきたい。

## (3) グローバル市場の成長の取り込み

●グローバル市場の成長を大きく取り込んで日本が発展していくためには、世界との連携が重要となる。その場合の日本の施策としては、例えば、欧米と同列を目指すよりも世界と組むことを目指す、具体的には、グローバルサウスと欧米とをつなぐ役割を担うことで市場拡大が見込まれるグローバルサウスの成長を取り込むことを狙うなど、グローバル市場成長の取り込みを最大化できる戦略的な施策を検討する必要があると考える。

●グローバル市場でのビジネスの拡大を考えると、日本からの輸出のみならず、製造拠点・販売拠点・現地ニーズをいち早く察知して商品やサービスなどに繋げるための研究開発拠点を含め、日本企業が積極的に海外に出ていく必要がある。日本企業の海外進出に際しては、これまで各地域のジェトロを始めとした政府機関の存在に大いに助けられたが、これから益々の市場拡大が予想されるグローバルサウスを

中心に、これまで以上に現地進出企業に対する政府のサポートをお願いしたい。

また、前述した国籍に関するダイバーシティの部分にも関係するが、現在の為替の状況・人件費の差等の要因もあって、海外人材を日本国内で雇用してダイバーシティを進めるのは簡単ではない中、企業としては、海外現地拠点で海外人材を雇用することを通じて人材のダイバーシティを進め、それを企業の成長に活かしていくことがまずは求められる。その意味でも各地域のジェトロや同様の機能を持った政府機関の現地でのサポートは重要であると考えます。

## 2. 国際標準戦略の策定

これまでも意見としてお伝えしてきていることではあるが、国際標準戦略に関しての現時点での弊会の意見を以下の通り申し述べる。

### ●「国家標準戦略」の策定方針について

標準を自己目的化する標準戦略ではなく、日本が将来的に発展成長し続けるための国家戦略に基づき、その国家戦略を成功に導く国家標準戦略を策定していただきたい。

その観点から、標準の活用を戦略的に考える重要な領域選定にあたって、その領域を改めて列挙/整理するのではなく、国家の成長戦略を元に、その中のアイテムから、日本の強みや国家（成長）戦略上の位置付けなどを考慮して優先順位付けし、国際標準戦略で重点的に取り組む領域を決定することが望まれる。

### ●「戦略人材」の重要性について

国家標準戦略では、国際標準と知的財産とをいかに活用することで日本にその技術領域においてリターンが得られるかという戦術を考えることができる「戦略人材」が重要である。戦略人材を確保するために、現状を客観的に把握し、必要な人材確保のための定量目標を立て、それを達成する実行計画を明確にして対応していく必要がある。

### ●「推進体制」の重要性について

国家戦略を策定した後に、国際標準と知的財産に関する戦術まで含めてその推進にコミットして行ける体制が必要である。そのため、重要技術領域に応じて国家戦略を推進し、国家標準戦略の目標とする日本へのリターンが実現できる体制を構築していただきたい。

## 3. 「新たなクールジャパン戦略」の実践

### ●意見なし

## ▽「知的財産推進計画 2024」重点事項 に関する意見

### I. はじめに

### II. 知財戦略の重点施策

#### 1. 知的財産の創造

#### (1) 国内のイノベーション投資の促進（イノベーション拠点税制、イノベーションマネジメントの高度化等）

##### (A1-1)イノベーション拠点税制について

●イノベーション拠点税制の検討に際しては、2024 年度より、経済産業省 イノベーション・環境局 研究開発課が事務局となって開催する「我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会」及びその下の「制度デザイン検討ワーキンググループ」にオブザーバーとして弊会に参加の機会をいただいたことに感謝する。

●このイノベーション拠点税制に関して、弊会からは「制度の利用のし易さ（対象となる所得控除額の算出方法の明確化、申請の簡便さなど）」「税控除の対象拡大（対象知財の拡大、対象知財を組み込んだ製品の売却益を含めるなど対象所得の拡大）」を求めたい。その一方で、日本の研究開発投資が伸び悩んでいる現状を鑑み、イノベーション拠点税制のための原資が研究開発税制の税控除を減じることから充てられる状況にあっては、イノベーション拠点税制の「税控除の対象拡大」については、全体最適を優先して慎重に判断する必要があるが生じてしまう。国内のイノベーション投資を促進するためには、研究開発税制とイノベーション拠点税制双方の税控除拡大が必要と考える。

なお、次の税制改正に向けて、「税控除の対象拡大」などを検討される場合は、その制度設計について、企業知財実務の実態についての情報を引き続きお伝えする準備があることを申し添える。

●知的財産推進計画 2024（以下、弊会からの意見では「推進計画 2024」という）の8頁において、「制度をわかりやすく解説したガイドラインの策定や制度の周知等を行う」旨、記載されているが、その周知範囲に海外のスタートアップ等も含めてもらいたい。例えば、ライフサイエンス分野では国内外スタートアップからイノベーションが創出される事例が増加している中、日本における創薬エコシステムの構築を図る上で、国内のスタートアップの数を増加させることが欠かせない。そうしたスタートアップが日本にも拠点をもち、イノベーション創出につながる研究等を国内で実施することの動機付けとなるよう、イノベーション拠点税制の日本における導入やその優位点を海外のスタートアップにも周知いただきたい。

##### (A1-2)イノベーションマネジメントの高度化について

●推進計画 2024 の7頁にある「研究開発を「費用」ではなく「資産」の形成と捉える企業マインドの変革が必要」というのは、そのとおりであるが、日本の研究開発投資が伸び悩んでいるのは、研究開発投資を「費用」として計上していることが原因ではなく、計上のやり方で研究開発投資が左右されるとは考えにくい。

また、国際会計基準で開発費を資産化するためには、「将来の経済的便益が見通せること」がひとつの条件になるが、この条件では中長期を見据えた「化けるかどうか分からないが、化けると大きな利益をも

たらず技術開発への投資」は「資産化」しづらいものになるため、仮に、資産化率を KPI にすると目先の開発に目が向いて、研究開発費全体を高めるモチベーションはむしろ減退する恐れもあることに留意が必要である。やみくもに研究開発投資するのではなく、社会実装を含め、相応の活用視点を持った上で研究開発の投資判断することは必要であるが、その視点は短期視点のみならず中長期視点であるものも含むべきであり、実現可能性低いテーマに対してもチャレンジ精神が沸くようなイノベーションマネジメントであるべきと考える。

## (2) 知財・無形資産への投資による価値創造

### (コーポレートガバナンス、サステナビリティ・トランスフォーメーション(SX)、グリーン・トランスフォーメーション(GX)、IP ランドスケープ等)

#### (A2-1)コーポレートガバナンスの仕組みの活用について

●推進計画 2024 の 13 頁において、「知財・無形資産の投資を戦略的に活用し、企業価値を高めている活動を好事例として公表する表彰制度を推進」とあることは、弊会としても是非とも推進いただきたい事項である。一方、企業価値を高める活動内容は具体的にどのようなものか、それをどこまで開示できるか、投資家に響く好事例がどのようなものであるかは、業界毎に異なるので、表彰対象を選定されたり、表彰制度をもって好事例を周知される際は、業界毎の差についての十分な考慮もお願いしたい。特に、どのような活動が好事例になるかには業界毎の特質があると考えるので、出来るだけ多くの業界の好事例をそれぞれ表彰し、公表いただけると有難い。

●企業と金融機関・投資家との間で、「経営における知財・無形資産の位置付けに対する認識」の乖離が大きいように感じる。その乖離を埋めるため、推進計画 2024 の 13 頁にある「情報開示や投資の専門家も企業に派遣すること等を通じて、経営における知財・無形資産の位置付けの可視化やそのための体制構築と、投資家等のステークホルダーとの建設的な対話に資する知財・無形資産の投資・活用の開示を支援」は大いに進めていただきたく、またこの専門家の派遣を通じて得られた知見について、派遣を受けていない企業も広く有効活用できるように、事例紹介などによる周知もお願いしたい。

また、逆に、金融機関・投資家側に対して知財戦略の専門家を派遣することも上記した認識の乖離を埋める一助になると考える。

#### (A2-2)IP ランドスケープについて

●推進計画 2024 の 13 頁において、「経営戦略に資する IP ランドスケープの普及」との記載があるが、ここで分析対象とする IP は、特許のみならず、自他社の経営情報や事業の情報、市場情報、学会や学術論文の情報など、対象とする情報の幅を広くすればするほど真に経営戦略に資する IP ランドスケープを実行できると考えるが、IP=特許と狭義に解釈してしまって、上手く IP ランドスケープを進められない企業が一定数存在すると思われる。弊会においても真に経営に資する IP ランドスケープの普及に向けて活動を続けていくが、政府においてもあるべき IP ランドスケープの普及をお願いしたい。

また、医薬分野では、疾患が無数にある中、特定の疾患に対する治療薬の研究開発については、最初に論文・学会などで得られる科学的根拠に基づいてその研究テーマが立案・決定され、この新しい研究テーマに関して、知財の観点から他者の特許状況や研究動向の分析を行い、自社研究方針やアライアンス戦

略に反映するといったかたちで IP ランドスケープが活用されることが多い。このように、業種や技術分野の違いにより、IP ランドスケープの内容・位置づけ・活用などは異なることも広めていただくと共に、業種や技術分野の違い合わせたいろいろなパターンの IP ランドスケープの活用例を示していただくと有難い。

#### (A2-3)SX について

●推進計画 2024 の 13 頁の「SX の実現のための価値創造ストーリーの協創に向けて、知財・無形資産戦略は人的資本戦略や事業ポートフォリオマネジメント戦略、DX 戦略等と並んで重要な鍵であり、SX 銘柄を通じて、知財・無形資産戦略を始めとする各種戦略について統合的な戦略構築と開示を推奨する」ことについては、各部門が一体となって企業価値向上に取り組むことが今後益々求められることから、大いに賛同する。

また、「企業価値を高めている活動を好事例として公表する表彰制度」において、この「統合的な戦略構築」を成功させた好事例が表彰され、公表されることは、それを目指す企業にとっても好ましい。

この知財・無形資産戦略と人的資本戦略などの一体的、統合的な戦略構築が重要であると経営層は理解していると考えますが、それを実現するための現場レベルでの施策は未だ不十分な企業も一定数あると考えられるため、このような好事例の収集と開示は、大いに役立つものと考えている。

### (3) AI と知的財産権

(生成 AI と著作権の考え方、生成 AI と肖像や声等の不正競争防止法との関係、生成 AI と発明者・創作者の要件や特許の進歩性・意匠の創作非容易性の考え方等)

#### (A3-1)AI と知的財産権に関する基本的な考え方

AI と知的財産権等の関係をめぐっては、知財本部の AI 時代の知的財産検討会や、文化庁の文化審議会著作権分科会法制度小委員会において昨年度来検討が進められてきたところと承知している。

弊会は、AI は変化の激しい領域であることから、ハードローによる規制を行うよりも、ソフトローやアーキテクチャによる対応を中心に、保護と利用のバランスを図ることが適切と主張してきており、これらの検討体による検討の方向性は基本的に適当なものと評価できる。

現在、これまでの各省庁の取組をガイドラインやチェックリストのような形で周知する取り組みが進められていると承知していますが、複数の類似したものが乱立すると有用性が損なわれる恐れがありますので、関係省庁で連携して情報の集約・一元化に努めていただきたい。

また、AI と知的財産権等との関係をめぐっては、海外でも制度の在り方に関する議論や様々な裁判が進行中であり、その状況も見つつ、必要に応じた継続的な検討を行っていただくことも併せて要望する。

#### (A3-2)AI と発明者の認定

●AI が関与する発明につき、どの程度関与した自然人を発明者とするかについて、弊会は、課題解決を目指した人の貢献によって解決に至ったのであれば、発明者になり得るとの立場にたっている。

●AI が自律的に発明の特徴的部分を完成させることが可能となった場合の取扱い（推進計画 2024 の

17 頁参照) について、できるだけ早急に検討に着手すべきと考える。例えば、AI に大規模言語モデル (LLM: Large language Models) と検索拡張生成 (RAG: Retrieval Augmented Generation) を組み合わせることで、学習済の情報だけではなく、未学習の情報からも回答を生成することが可能になった場合には、この AI のプログラム自体は人間が構築しているが、AI がプログラムで自律的に学習や検索をして得た情報から発明を創作したと言えるか否か (すなわち、「AI が自律的に発明の特徴的部分を完成させること」に該当するか否か) 議論の余地が出てくる可能性があると考えます。

また、日々目覚ましいスピードで技術の進展している AI 関連技術については、AI が自律的に発明の技術的特徴を創作することがそう遠くない将来に現実になることが考えられるとともに、ルールの検討には時間がかかることが見込まれるため、早急に検討に着手いただき、議論を開始すべきと考える。また、検討の進捗状況については、中間経過を適宜公表するなど、検討中の方針に対して、広く意見を提出する機会をいただきたい。

### (A3-3) AI と特許審査

●AI 関連出願が急増する中での特許審査の迅速性維持について、方向性には異存ない。ただし、発明の高度化・複合化に伴い、審査の質に影響を与える発明に関する科学的事実の理解が容易ではないケースが増えていると認識している。審査の質の確保は審査制度の根幹であると考えているので、最先端・革新技術を審査官が十分に理解することを前提に、AI を審査に活かすための取組も併せて充実させ、その取組を継続していただくことを要望する。また、「特許審査プロセスにおける AI 技術の活用を含む徹底した効率化」についても、どのような AI をどのように活用しているのかをユーザーに分かるようにして、民間に役立てるようにしていただきたい。

●AI 関連発明の審査事例が今後さらに増加することが予想される中、特許制度ユーザーによる権利化予測やそれに伴ったビジネス計画の立案容易化に資するため、例えば当該発明に関する記載要件の判断手法についての審査基準やガイダンスのグローバルハーモナイゼーションをリードするなど、各国審査の均質化のための活動を日本特許庁が中心となって進めていただくことを要望する。

●AI 関連技術に関する審査事例の追加が、実務の参考になっており役立っている。今後も AI 技術の発展にあわせた実務への指針となるよう、引き続き、新たな事例の追加をご検討いただきたい。

また、事例の追加に加え、昨今の技術の進化や技術常識の変化の速度が著しいことを考えると、例えば、MI (マテリアルインフォマティクス) 分野における「化合物の技術分野において、学習済みモデルの予測結果が実際の実験結果に代わり得ることは、出願時の技術常識でないものとする」といった前提自体も変化していくことが予想される。出願人及び第三者にとって権利化可否の予見性を高めるための議論や基準作りを継続して機動的に行っていただきたい。

### (A3-4) AI と声の無断利用

●AI 等によって「声」の無断利用の被害に対する懸念が高まっているところ、「声」の無断利用に対する法的保護については、「肖像」の無断利用の場合に比べて、現行法上の保護が不明確又は及ばない領域があると考えられる。そのような領域に対してどのような措置を講ずることが適切かという点について、十

分な議論が行われることを要望する。

また、例えばアニメのキャラクターの形成は声優だけでなく、原作者や映画製作者等の寄与度も無視できないところ、そのような多数の寄与者によりコンテンツが形成される場合において、声の無断利用（AIによる再現等）により当該寄与者の営業上の利益が侵害されるようなケースに対する扱いについても、十分な議論が行われることを要望する。

#### (A3-5) AI と意匠創作者認定

●日本における意匠創作者の認定は、発明者の認定と比較し、より具体的な形状などの作出に現実に加担することが求められる場合もあり得る（従前の意匠に係る部分とは異なる特徴的部分の完成に現実に関与することが必要とする裁判例もあり、発明者認定の特徴的部分の完成に創作的に寄与した者よりも、実施化の部分をもより重視される場合がある）。その場合、創作者が AI とされる可能性がより高まると考えられる点、また創作非容易性等の考え方の議論の方向性などに注視していきたいと考えている。

●生成 AI 技術の進化は、誰でもデザインを創作できる一方で、ユーザーにおいては、生成 AI と協働した場合に、(1) 自然人がどの程度“生成”に介入すれば創作者として認められるか、(2) 当該創作者への正当な対価に関する社内規程等を構築する為の情報収集が急務となっている。創造活動の健全な発展を促すため、生成 AI 利用時における意匠創作者認定の考え方、貢献度の考え方に関する統一的な見解を示すガイドライン・指針等の策定を要望する。

#### (A3-6) AI と公知資料の調査

●近年、生成 AI の進化により誰しもが簡単にデザインを創作できるようになっており、世の中に公開されるデザインが爆発的に増え、ユーザーにおける登録予見性・権利の有効性に関する意匠調査の負荷が増大する、または調査自体が困難になることが想定される。しかし、現状、特許庁が提供する公知資料の数量・閲覧方法が限定的であるため、ユーザーにおいて適切な調査ができず、意匠出願が意図せず拒絶査定となり、また意匠登録された場合であっても無効となるリスクが高まる可能性も考えられる。

そこで以下の改善を要望する。

- (i) 幅広い公知資料の収集と公開 登録の予見性・権利の安定性の向上が見込まれる
- (ii) 公知資料の公開の改善 審査官が審査時に活用する資料と同程度の公知資料をユーザーが閲覧できる環境の提供を要望する。
- (iii) 公知資料の閲覧システムの改善 公開される公知資料の増大に対応した、より直感的で使いやすいインターフェースの導入、画像検索機能の導入など、公知資料を直感的・視覚的に検索できる機能を備え、ユーザーが膨大な公知資料を容易に検索することができるシステムへの改善を要望する。

### (4) 知的財産の創造全般

（上記以外の課題、次期「知財推進計画 2025」に織り込むべき内容等）

●意見なし

## 2. 知的財産の保護

### (1) 技術流出の防止

#### (B1-1)特許出願非公開制度について

●安全保障に係る技術の流出防止を図ることは、非常に重要なことであり、経済安全保障推進法に基づき、特許出願の非公開制度が施行されたことも、技術流出防止の観点からは、必要なことであると考え。他方で、保全指定に至る過程においては、特定の特許国際分類を一括して非公開制度に該当するかを判断する制度となっており、運用面で適切であるかどうかは、検証が行われるべきであると考え。制度の実効性を高め、かつ、結果的に保全指定の対象案件とならない案件が、保全指定の審査のために特許出願が遅延したりする影響を最小限に留めるためにも、検証等を進めていただきたい。

### (2) 海賊版・模倣品対策の強化

#### (B2-1)E コマースの普及と海賊版・模倣品対策について

●国内のフリマアプリの普及や、越境 EC (E コマース) の普及により、国内においても模倣品被害が増大している状況にあるが、海外を含め、権利者は、EC のプラットフォーム事業者を通じての海賊版・模倣品対策に際し、海賊版・模倣品販売者の情報を取得しにくい環境におかれ、また、プラットフォーム事業者が海賊版・模倣品業者のサイト削除を申し入れても、サイト削除まで時間が長かったり、サイト削除を拒絶する際の理由を開示してもらえない等の問題を抱えている。適切な知財権保護のため、政府には、権利者が抱える権利行使に際しての具体的な問題・課題を収集し、これらを解決するためにプラットフォーム事業者への海賊版・模倣品対策の働きかけをお願いしたい。例えば、権利者が、テスト購入して模倣品であることが明らか場合には、プラットフォーム事業者が権利者に対して迅速に証拠を提供したり、速やかにサイト削除を進めるような環境作りをお願いしたい。また、一部のプラットフォーム事業者においては、サイト削除申請のハードルが高い（例えば裁判所の令状 (court order) を求められる）場合もあるため、権利者の負担軽減になるような取組みもお願いしたい。

インフラの整備、越境 EC の普及から、海賊版・模倣品の中国から新興国への流出が増大している。しかしながら、これら新興国は、海賊版・模倣品に関する法律や運用が整備されていないことが多い。海賊版・模倣品対策については、製造国である上流での対策も重要だが、消費国である下流での対策も重要であるため、政府には、新興国への法整備の支援をお願いしたい。また、新興国における EC のプラットフォーム業者は、海賊版・模倣品販売者への対処やペナルティが緩いケースが多いので、現地政府がプラットフォーム業者に対して指導するような環境づくりの支援もお願いしたい。

#### (B2-2)海外でよく知られている日本ブランドの保護

●日本企業のブランドは、海外販売先の拡大やインターネットでの情報拡散等により海外でもよく知られている。これらのブランドに関する商標の第三者による冒認出願や商標権の侵害を含む模倣品の製造販売が多数見受けられる。このような第三者の行為に対し、日本企業は多額の費用と時間を費やし対応しており、この負担は重く企業活動の妨げにもなっている。また、国・地域によっては、著名な商標であることが認められず、日本企業が第三者に自らのブランドを権利化される、または意に反して使用されるといった事態が生じている。著名ブランドへのフリーライドや冒認出願を防ぎ、このような事態を解消すべく、日本政府から各国官庁に対し、それぞれの国において著名と認める商標のリストを公開し積極的に保護する制度を創出するよう働きかけることを望む。

また、商標としての使用を目的とせず、その商標のオリジナルたる日本企業に買い取らせる等を

狙った悪意の商標出願の対策についても引き続き検討いただくよう要望する。例えば、悪意があると認定された出願を一定数行った者あるいはその出願の代理を務めた者が代理人として参加する新規出願については、認定時から一定期間経過するまでの間は割増手数料の納付を求めること等も考えられる。

### (3) 産業財産権制度・運用の強化

#### (特許庁の事務・審査への AI 活用、DX 時代の知財制度の在り方等)

(B3-1) 特許の審査について

●日本における特許査定率は、高い数値を維持しており、このこと自体は、特許出願の質の向上とも捉えることができる。また、審査の質向上に向けての特許庁の取組み（指標）としての出願人アンケート（ユーザー評価）では、特許審査について、「満足」か「比較的満足」と回答された割合が60.9%（RO6 調査）と高い割合となっている。一方、第三者の立場（侵害回避する立場）から見ると、技術的価値・経済的価値が少ないと感じる発明であっても、例えば、新たに創りだされたパラメータで限定される等、出願テクニックによって特許査定を得たように感じることもあるという声も存在する。

知財制度による産業の発展には、出願人・権利者の立場と、第三者の立場とのバランスが重要であるが、現状の出願人アンケートで測られる「特許の質」は、第三者の立場よりも出願人・権利者の立場が色濃く評価されてしまう恐れがある。出願人アンケートを審査の質を測るひとつの指標として用いるのであれば、出願人・権利者としての立場と第三者としての立場の両方をイメージして回答するように促すなど、出願人・権利者の立場と、第三者の立場とのバランスが明確に測られる問い方にすることを検討いただきたい。このバランスを最適化することが、特許制度の目的である産業の発達に大きく寄与すると考えるためである。

●グローバルな事業が増加し、外国への出願・権利化を積極的に行う必要性が高まっている。その中で、我が国では特許査定を得たが、そのファミリー出願が外国において拒絶される、というケースが相当数、生じている。この中には、外国特許庁での審査において、我が国の審査では引用されなかった文献が発見されたことに起因するケースも含まれるので、審査・調査の質のさらなる向上をお願いしたい。また、これとは別に、各国の法制度や審査の基準が異なることに起因するケースも存在するが、この点については、法制度や審査基準の国際調和をより一層、進めていただくようお願いしたい。

●企業等における知的財産戦略において、量から質への転換が着実に進んでいる、との認識の下、我が国の産業競争力の向上のためには、質の高い審査を通じて、革新的技術について、いち早く特許を付与するという点には賛同する。また、質の高い知的財産が出願・権利化がされるように、出願人においても、AI 技術を活用した公知文献の効率的な調査がされることは有益であると考え。そのため、特許庁や関係省庁において、AI 技術を用いた公知文献の検索システムの開発がさらに進められることを要望する。さらには、そのような検索システムが、工業所有権情報・研修館の J-PlatPat 等へ組み込みがされれば、知財についての資金力や人財が必ずしも十分でない、大学やスタートアップ等においても活用が見込まれ、産業界全体にとっても有益であると考え。

●推進計画 2024 の 29 頁に「AI 技術も活用しながら審査の質と生産性の向上を支援し、また各々の特許審査官が複数の技術分野に習熟することも進めることで、強靱な審査体制を整備していき、長期的に安定した審査体制を実現することが求められる」と書かれている。AI 技術を活用した審査の品質の向上と審査の迅速化については大いに期待している。また、権利付与後の審判や異議申立に関しても同様に AI 技術を活用し、審理の品質向上と迅速化も推進していただきたい。

(B3-2) 意匠の審査について

●3D データでの出願およびその登録案件の閲覧が可能な環境の検討

昨今の 3D データを用いて意匠を創作する実態に鑑み、3D データでの出願およびその登録案件の閲覧が可能な環境の検討を要望する。3D データでの出願および登録案件の閲覧が可能な環境が提供されることにより、意匠出願の図面作成が容易になることや、意匠調査時の登録意匠の形状把握が容易になるなど、出願人・権利者の立場と第三者の立場（侵害回避する立場）双方の利便性を大幅に向上させることが期待できる。また、意匠出願を審査する場面においても、意匠の形状をより詳細に把握することができるため、審査や先行意匠調査の迅速化・正確性の向上が期待される。

なお、3D データでの登録案件について、3D データに加えて 3D データに対応する 6 面図（自動生成されることが望ましい）が現状のように閲覧できる環境が提供されることを強く要望したい。これにより、3D データを 1 つ 1 つ動かさずとも意匠を把握できるため、3D データでの登録案件に対する意匠クリアランスチェックの効率も高まると考える。

●各国での出願図面の記載等の違いを簡便に調べられる情報の一元化

グローバルに意匠出願する場合に、各国での出願図面の記載等の法制度・運用の違いを網羅的に把握することはユーザーにとって困難である。これまでも特許庁ウェブサイト等を通じて各国の意匠制度に関する情報を提供いただいているが、ウェブ検索の際に、情報公開の場所が一元化されていないこと、また日付がない情報を含め、必ずしも最新ではない情報が公開されたままになっていることが散見されることから、最新の情報であるかの判断に困るケースも多い。企業のグローバル意匠戦略を支援するため、日本と各国における意匠出願ルール（特に図面ルールの差異）と、各国/地域における推奨出願図面等意匠出願に関する情報の一元化、最新情報のタイムリーな公開・更新および古い情報の削除を要望したい。この取り組みは、大企業に限らず、中小企業が外国に出願する際にも大いに役に立つものとする。

具体的には、以下について網羅的に公開することで、ユーザーは意匠出願の最適化が図れ、グローバル展開を加速させることが可能になると考える。

- ・各国における図面ルールの差異（線図の注意点、CG の可否など）
- ・出願地域ごとの推奨出願図面（例：中国、アセアン、欧米等）
- ・最新の法令・制度改正情報

●ハーグ制度に基づく国際意匠出願について

各国の方式審査制度/運用の差異により方式的な OA が発せられ、OA が発せられた国では現地代理人対応が必要となる。そのため、ハーグ国際出願のコストメリットを十分に享受できず、ユーザーが制度の利用を控えるという実態がある。ハーグ国際出願の方式審査 OA を減らしより制度活用が進むようにす

るため、以下を要望する。

- 各国に方式審査の運用を緩和（統一化）するよう働きかけることを要望する。
- ハーグ制度に基づく国際意匠出願時の各国の方式審査制度/運用の差異について、ガイドライン等で明示しユーザーへの理解促進への支援を要望する。

#### ●審査時に用いる公知意匠データベースの開放について

ユーザーが実施する「意匠権のクリアランス調査」を効率化するための環境整備等の課題解決に加え、ユーザーが実施する「創作物の登録予見性調査」のためにも、審査用に整備されているデータベースについて、広く一般ユーザーに開放いただくことを要望したい。

#### ●公知資料の閲覧について

前述の審査データベースの開放に関連し、登録査定時に通知される参考文献について、登録予見性判断のため、公報以外の公知資料を閲覧可能とするよう要望したい。

特に、意匠公知資料の公開利用許諾事業を通じて、著作権者から許諾されなかった場合は閲覧できないという問題がある。この問題を解決し公開数を増やす方策をご検討いただきたい。

#### ●関連意匠制度導入の各国への働きかけ

日本の関連意匠制度は長期的なブランド構築とその保護に有益であり、日本と同様にグローバルでの長期的なブランド構築・保護が可能になるよう、各国への働きかけを要望したい。

#### ●検索ツールの開発・導入について

AI を利用したイメージデータによる検索ツール（物品等の意匠を含む）の開発導入を要望する。また、登録件数が増加傾向にある画像意匠を対象としたグラフィックイメージパークの精度のさらなる向上を要望したい。加えて、EU や中国では数多くの意匠が登録されており、グローバルな保護・クリアランスの観点から、日本の権利のみならず、他国の権利も同時に検索可能なツールの早期開発・導入を要望する。

#### ●新しいタイプの意匠に関する審査基準の改訂について

令和元年の改正により新しいタイプの意匠が保護対象となり、それらの意匠登録出願や登録が増加しており、それらの事例が積み上げられてきている。画像の意匠や関連意匠に関しては、審査基準の見直しや事例集の発行が実施されている。同様に、建築物及び内装の意匠に関する現行の意匠審査基準の定期的な見直しや事例集の発行等有益な情報提供を要望したい。

#### (B3-3) 商標の審査について

##### ●商標審査における「類似商品・役務審査基準」の見直し

現在の商標出願の審査では「類似商品・役務審査基準」が極めて重要な役割を擁しており、登録権利の範囲設定、安定性の面で重要であることに異論はない。一方で、「類似商品・役務審査基準」と各グループの「類似群コード」が、指定商品・役務の類似判断で画一的に運用され、取引実情と乖離してきている

面がある。市場規模や競合・類似製品の数や流通量等、事業実態に合わせた見直しを進めることを要望する。

特に、IoT、AIやビッグデータに深く関連するソフトウェア（審査基準上「電子計算機用プログラム」）やコンピュータ（同基準上「電子応用機械器具」）等の「電気応用機械器具」、電子管、半導体素子、電子回路に対応する類似群コードは現状「11C01」の1つのみとなっている。一方で、上記ソフトウェアといった指定商品はインターネット上の商取引やプロモーション活動を幅広く行う事業者において指定が必要な商品であり、更にこの流れは新型コロナウイルス感染防止対策として「非接触の対応」が推進されている現状で加速している。このような局面において、スマートフォン等情報端末用のアプリケーションをはじめとするソフトウェアの活用は必須であることから、当該類似群コードが付与される商品はあらゆる産業分野の事業者が権利化を検討しなければならない領域へと変化している。

しかしながら、現在は取引実態においては競合しない指定商品・役務を扱う他者の登録状況についても勘案しなければならず、その結果商標の選択の幅が限られる事態となっている。

このような分野では、需要者・取引者間の出所の混同が生じ難いと思われる指定商品・役務に関しては、相互に類似しないものと推定する等審査運用の見直しが必要と考える。例えば、「類似商品・役務審査基準」における類似群コードについて、取引実情に合わせた見直し（細分化や統合等）を特許庁やユーザー団体等で適宜議論することが必要であると考え。この見直しの検討にあたり、弊社としても指定商品・役務の取引実情に係る情報共有等に協力する準備がある。また、併せて取引実情等に関する調査事業として商標分野における「特許出願技術動向調査」に相当する調査の実施が考えられる。このような取組みにより得られる情報は、指定商品・役務の適切な記載にも資するものと思料する。

#### ●商標審査期間の短縮

特許庁では、人員の増強や、調査の外部委託、ファストトラック審査の拡充等の運用施策及び2021年2月に産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会により取りまとめられた「ウィズコロナ/ポストコロナ時代における産業財産権政策の在り方」でも商標審査制度の在り方にて今後の新たな取組・改善を講じるとしている。また、2021年11月開催の第10回商標五庁（TM5）年次会合のユーザーセッションにおいて、特許庁より2022年度は一次審査通過（FA Pendency）までの期間を6.5か月、権利化（Total Pendency）までの期間を8か月目標とする説明がされた。この結果、両期間については一時的に短縮傾向となったが、2023年度から再び長期化の傾向が表れている。令和6年10月時点の商標審査着手状況（審査未着手案件）では、化学、機械、雑貨繊維、一般役務は最短7か月、食品、産業役務は最短6か月、国際商標登録出願は最短8か月と、緩やかではあるが全体的に長期化の傾向にあることから、目標達成のため、以下(i)(ii)のような施策の検討をお願いしたい。

(i) 早期審査が認められたとしても、審査において他人の先願に係る商標と同一であること、あるいは類似すること（商標法第4条第1項第11号）を理由として拒絶される場合、当該先願の帰趨が確定するまで以降の審査が進まないという実情があるため、審査期間全体の長期化が解消されない。したがって、早期審査が認められた出願の審査において引用された先願についても速やかに審査を進めるよう運用の変更を求める。

(ii) 上述の「類似商品・役務審査基準」の見直しにより、同基準を取引実情及びビジネスモデルの変化に合わせることも、特許庁と出願人との不必要なやり取りを減らし、更なる審査期間の短縮に資するものと

思料する。

#### ●商標審査品質の満足度に関する分析

『令和6年度審査の質についてのユーザー評価調査』の結果によると、特許、意匠審査は上位評価（「満足」、「比較的満足」）の割合が60%を超えていることと比較して、商標審査については上位評価割合は52.5%にとどまっている。特許、意匠と比較して商標の審査品質の満足度が低い理由は背景の分析を行い、ユーザーへの情報公開及び対策の公表を求める。

### （4） 知財紛争解決に向けたインフラ整備

#### （訴訟、裁判外紛争解決手続(ADR)、国際仲裁、SEP 係争、禁訴令等）

##### (B4-1) 差止請求権のあり方について

●2020年（令和2年）に開催された第39回特許制度小委員会「差止請求権のあり方について」で示された「第三者から買い取った特許権により、法外なライセンス料を得ることを目的として、差し止めを求めるケース」「権利者の受ける利益が、実施者の被る不利益と比較してごくわずかな場合のケース」などの事例のような権利濫用に該当し得る可能性がある差止が求められると、企業の経済活動や国民の生活に大きな影響を与える可能性がある。この差止請求権のあり方については、業種毎、各業種内での各社の立ち位置によって、立場・考え方がわかれる中、「現状を維持すべき」「合理的な制限を設けるべき」の様に、産業界の意見を統一するのは極めて困難と思われるが、AIの急速な技術の進展などに伴って産業構造や事業環境が変化している昨今において、発明の保護と利用とのバランスが損なわれないようタイムリーな議論を続けてもらいたい。

##### (B4-2) サプライチェーンの中での標準必須特許のライセンス対価負担について

●様々な分野において標準必須特許のライセンス交渉が重要となってくる中、「ライセンスの対価負担」について、立場によって利害得失が異なることから、「サプライチェーンの中で関係者が議論して対処されることが重要」であるとの認識を共有し、今後、関係者の議論の在り方などについて検討が深まることを期待する。

つまり、この対価負担は、特許技術を享受するサプライチェーン全体の問題として対処すべきであり、業界ごとのサプライチェーンの関係者が、特許技術の享受の度合等を踏まえ、対価支払の按分や製品・部品価格への転嫁の在り方などについて議論すべきと考える。

ここで、対価負担の在り方の検討に当たっては、業界ごとの収益構造を踏まえ、特定のレイヤーに負担が皺寄せされないよう、公平なものとすべきである。そして、ビジネスモデルが多様化・国際化する中、関係する当事者の利害状況も当然変わっていくので、日本全体或いは世界全体の視点で、利害関係者がどのように負担していくべきか等、負担の在り方に関する議論をお願いしたい。

##### (B4-3) 禁訴令について

●標準必須特許の紛争解決の主導権争いが激化する中、中国で頻発している「禁訴令」について、知的財産権法の法理として属地主義を採用していることとの関係に鑑み、WTOを中心に各国の動向を注視することに賛成する。

(B4-4) 第三者意見募集制度（日本版アミカスブリーフ制度）の著作権法への導入検討について

●令和3年特許法改正によって、特許権等の侵害訴訟において、裁判所が広く一般に対して意見の提出を求めることができる「第三者意見募集制度」が導入されましたが、著作権侵害訴訟においては、同制度は導入されていません。しかし、同制度の趣旨（デジタル・ネットワーク技術が急速に発展する近年においては、裁判所の判断が業界に与える影響が大きい可能性があり、裁判所が事業実態や国際的な観点からの見解などの意見を広く第三者から収集し、適正な判断を示すための資料を得るといったもの）は著作権分野にも当てはまるものと思われるので、同制度を著作権侵害訴訟にも導入することについて、政府における検討が行われることを希望する。

(B4-5) ADR・ODR や国際仲裁の活性化について

●ADR・ODR や国際仲裁の活性化に向けたインフラ整備や、人材育成、広報・意識啓発等の環境整備に関する施策のさらなる推進が謳われているが、利用されていない原因や、利用の支障となっている要因などを探ったうえで、利用促進に向けた施策を検討すべきと考える。

日本での知財紛争の解決手段としては訴訟がほとんどで、ADR はほとんど活用されていない状況でオンライン化を推進したり広報活動を強化しても、ADR・ODR の利用推進につながるのかが見通せない。アクセシビリティや認知度不足だけの問題ではなく、ADR が知財紛争の解決手段として適した手段になることが重要だと考える。企業が気付いていないADR の具体的な有用性があるのであれば、有効利用したモデルケース例を提示するなどして、ADR の有効性をより明確に伝えることも検討いただきたい。

## （5） 知的財産の保護全般

（上記以外の課題、次期「知財推進計画 2025」に織り込むべき内容等）

●意見なし

## 3. 知的財産の活用

（1）産学連携による社会実装の促進（大学知財ガバナンスガイドライン、開放特許情報データベース、マッチング等）

(C1-1) 大学知財ガバナンスガイドラインに関して

●推進計画 2024 の 45 頁において、「『大学知財ガバナンスガイドライン』を産学連携関連の会議・会合等での説明等を通じて全国の対象大学に浸透させる周知活動を引き続き進め、大学の知財ガバナンスを向上させる。」との記載があるが、その背景として、推進計画 2024 の 42 頁には、『『大学知財ガバナンスガイドライン』を正確に理解することが難しいとの意見がある。また、そのためか『大学知財ガバナンスガイドライン』の趣旨や意図から逸脱した硬直的な契約交渉事例（契約雛形から一切変更を認めない等）が散見されるとの意見がある』ことが述べられている。企業サイドも企業の利益のみに重きを置いた契約交渉は避けて柔軟な対応をする必要があるのはもちろんであるが、上記周知活動を進めていただいて、各大学が同ガイドラインに例示された契約条件のみに過度に拘ることなく、相互に Win-Win を目指した柔軟な契約交渉を実現していきたい。

●産学共有特許の実施許諾時の同意の問題に関し、2023年3月に出された「大学知財ガバナンスガイドライン」では、『企業側が「正当な理由」なく社会実装を達成していない場合は、大学判断で実施許諾できることを目指す』とされたものの、「正当な理由」として、「実施に対する社会的な受容が得られなかった（つまり、ニーズがない～少ないと解釈）」場合や、「企業が採用する技術の代替技術であってそれを実施許諾されると競争優位性が阻害される」場合などを例示いただき、大学側に一方的に実施許諾されると企業が不合理を感じて困るようなケースは、合理的に「正当な理由」と認めてもらい得る根拠をいただいた。

また、昨年度の構想委員会の第2回の資料1の第15頁においても、複数大学からの意見として「共同研究成果の社会実装＝第三者へのライセンスと一律に考えるのではなく、実施されない理由を理解する必要がある。共同研究先（＝企業）との関係性も重要」という意見が挙げられており、真のWin-Winを目指した産学連携の端緒を見ることが出来たことを有難く感じている。

その一方で、弊会の会員企業からは、「大学知財ガバナンスガイドライン」が発行されて以降、大学側のスタンスが以前よりも硬化したという声が挙がっているのも事実である。これは、「大学知財ガバナンスガイドライン」の目指すところに、未だ伝わりづらい部分が残っていることに他ならないと考える為、次のステップとしては「正当な理由」が認められるべき理由と、認められるべきでない理由、それぞれの例示を産学双方で意見を出し合って更に解釈を明確にすると共に、その周知を産学双方で徹底することが必要と考える。

日本経済の発展には産学の連携、その成果の創出、社会実装も含めた成果の活用が欠かせないものであり、そのためには、産学双方がWin-Winの精神で連携を強化すべきところ、企業サイドも自己の都合のみを主張するのではなく、Win-Winの精神で臨む必要があるのはもちろんであるが、産学連携を成功させて日本経済を発展させるため、共に意見を出し合って、お互いを高めあっていかなければならないと考えている。

ちなみに日本企業の実務において、海外の大学との産学連携の場合は、本来的に多様な共同研究の内容や背景に即して契約条件を設定するため、大学全般に共通したガイドラインのようなものはない状態、つまり、状況に応じた自由度が高い状態が、むしろ契約合意しやすいケースもある。多くの日本企業で海外の大学への研究委託が日本の大学への研究委託よりも件数や金額が多くなる理由はいくつもあるのだが、その一つに契約の自由度という理由もある。このことは、大学知財ガバナンスガイドラインの存在を否定するわけではなく、企業側または大学側のバックグラウンド技術の存在など、さまざまな共同研究の背景に合わせこのガイドラインをお互いに柔軟に運用するべきであって、これが硬直的に運用されるケースにおいては、日本の産学連携の推進にとって逆の効果もありうることに注意しなければならない。

#### (C1-2)産学連携とスタートアップ

●国際卓越大学の議論等で大学発スタートアップの件数がKPIになってきたこともあり、推進計画上の産学連携の関心事がアカデミアとその研究成果を社会実装していくスタートアップとの間の知財移行に集中していることへの懸念が既存企業にはある。既存企業（特に大企業）のR&D投資が海外の研究機関に流れてしまっている現状を問題にするのであれば、こうした資金を国内の大学（および他の研究機関）が産学連携を通して受けていくための課題に対する考察が重要と思われる。これは当然知財課題が主要なイシューとなるかもしれないが、企業のR&D投資を呼び込むためのアカデミアのリサーチアドミニス

トレーションに関わる再点検も検討内容として含まれるべきと考える。

●推進計画 2024 の 39 頁に書かれているように、スタートアップが大学の優れた最先端の研究成果としての知財を活用することは重要であるが、知財を社会実装につなげるためには、マーケティング活動との連携が必要である。革新的技術が生み出されようとする時期から、売れる製品、サービスを生み出すためのマーケティングと結びつける動きがとれるように大学やスタートアップへの啓発や支援は有効であると考えます。

#### (C1-3)医療分野の産学連携

●医療分野に関しては、近年、医療分野における技術革新は目覚ましい進展を遂げている。

特に、手術支援ロボットの開発や導入は、グローバルな視点から見ても急速に進行し、医療現場の効率化や患者の安全性向上に貢献しています。しかし、これらの技術革新を支えるべき産学連携においては、医療分野での進展が他分野に比べて必ずしも活発ではないという意見もある。このギャップを埋めるためには、大学病院の医師、技術移転機関（TLO）、企業の全てが費用負担の問題や不実施補償の問題を乗り越えて Win-Win の精神で連携を強化すべきところ、企業サイドも自己の都合のみを主張するのではなく、Win-Win の精神で臨む必要があるのはもちろんであるが、産学連携を成功させて日本経済を発展させるため、共に意見を出し合っ、お互いを高めあっていかなければならないと考える。

## (2) 標準の戦略的活用の推進

#### (C2-1)各国の状況を考慮した国家戦略策定とそのフォロー

●推進計画 2024 の 49 頁に示されているように、中国、EU 及び米国では、国家標準戦略とされるものを発表して自国の競争力を強化するために、産業政策やイノベーション政策と一体での戦略的な取り組みを進めようとしており、日本としても国家戦略の策定をされている最中と思われる。

この国家戦略は日本の発展成長のみならず、下記 (C2-2) (C2-3) に示した普及啓発を含めた国内における国際標準活用の意識醸成にも資すると考え、非常に期待している。

その国家戦略を策定するにあたっては、欧米中の実体として、政府補助金含む官・民での連携した活動、特に標準化の仕込み段階及び社会実装における動きなどについて、官のイニシアチブによって、踏み込んだ調査を行ない、日本として欧米中に負けない戦略形成に資する議論につなげていくことを期待している。

一方、各国の状況については、すぐには具体的な情報が入手困難なことも想定されるため、引き続き、知的財産推進計画 2025 に於いて、各国の状況を把握する対応を盛り込んでいただき、その後の戦略/戦術の見直しに反映して頂くことを期待する。

#### (C2-2)ルール形成を取り込む企業経営戦略の普及啓発

●日本企業・技術が国際的に優位に立つには、ISO や IEC 等のデジュール標準開発だけではなく、より広範な意味でのルール形成戦略（標準化活動、ロビー、Government affairs 等を含む）が重要です。その大所高所の視点で策定した経営戦略が企業にあって初めて、人材等のリソースの配分が可能です。従って、推進計画 2024 の 49 頁にも記載されている通り、資源の脆弱さの課題は、企業の行動変容が

進んでいないことの結果であると思われる。

大手企業の中には、ルール形成戦略を明確に打ち出しているところもあるが、日本国として見るとまだ不十分である。ルール形成活動に携わる企業であるなら、その全ての企業で、何のために何をどうしたいのか（何に注力して何に注力しないのか）等の経営戦略の中に、ルール形成戦略を取り込み、それに応じた人材育成やリソース配分を行うことまで含めて、より一層推奨すべきと考える。

#### (C2-3) 国際標準を活用する企業の裾野を広げる普及啓発

●国際標準の活用に関して、弊社会員企業に対してアンケートを行った。その結果、ルール形成戦略や標準に関わる知財戦略の成功例/失敗例を知りたいという声や、自社の事業や業界が国際標準にどう関わるのか（自社事業への標準を適用する、意義や可能性等）がわからないといった声が、未だに多く寄せられている。企業は、標準化を通じて自社事業に貢献できると判断したならば、自ら積極的に対応します。

従いまして、国際標準活用の普及啓発に当たっては、企業に対する様々なメリット（市場創出・リスク回避等）や国としての取組が広く浸透し認知されるような点を含めた普及啓発をお願いしたい。

#### (C2-4) 社会課題解決を進めるエコシステム強化

●各国の標準化戦略でも強調されている、環境エネルギーや自然資本等のサステナビリティ関連のルール形成については、重要性は認識しているながらも、民間企業個社単位での主体性をもった参画・関与が難しい面がある。このような基盤的な分野においては、強力な「業界団体（Association）」が必要となり、そのような基盤的な分野への対応強化には、業界を超えた分野横断的な団体の強化が重要です。その課題に対しては、業界を超えた議論を推進し標準を作成する役割を、標準化組織等にもたせて強化することも一つの解決策になると思われる。

#### (C2-5) 事業活動を促進する支援基盤としての認証機関強化

●推進計画 2024 の 49 頁に記載された「戦略的な活動を支えるエコシステム」欄に述べられている様に、国際標準化戦略整備に向けた課題として、民間企業の国際標準戦略に基づく事業活動を促進する支援基盤の脆弱性が課題の一つとなっている。具体的には、日本の認証機関の事業規模・体制が欧米と比べて格段に小規模であることが挙げられている。製品認証・試験の分野は、巨大な装置産業となっており、日本の小規模な認証機関では、海外で立ち行かないため、日本の民間企業は海外の認証機関を使わざるを得ない状況も存在する。そのため、日本の民間企業に大きなコスト負担が生じたり、新技術情報の海外への流出といった懸念も想定される。

そこで、日本の認証機関同士の M&A 等、統廃合を検討し、規模を大きくすることも一つの手段として有効かと思う。現在、日本で製品認証等を行うための装置を有する組織の多くは公益法人であり、国の関与が一定程度は可能と思われ、国主導で組織作りができることは、この課題解決に役に立つのではないかと推察する。

#### (C2-6) 人材及び育成

●人材の高齢化の課題も取り上げられているが、若手・中堅・ベテラン等、年齢や勤続年数に焦点をあてた人材育成、リソース配分には意味はなく、個々の企業の戦略に応じたリソース配分が可能な状況なの

かが重要で、まずはその点を考慮すべきだと思われる。従いまして、企業経営戦略に基づいた人材育成が幅広くできるように、今後とも育成体制の充実に取り組んで頂きたいと考える。特に、国際標準と知的財産をいかに活用して事業戦略を成功に導くのかを考える「戦略人材」が重要であり、その人材を強化/増強することを期待する。

また、企業実務で必要な場合であれば、有料であっても情報や教育にはアクセス可能であると思うが、現状ではそのようなケース以外を含めて標準化人材のすそ野を広げるような対応が必要であると思われる。そのためにも、無償での各種標準関連情報公開や無償或いは極低額な教育や国による標準化教育支援など、標準化を知る・学ぶ際のハードルを下げるような幅広い人材育成策を引き続き検討、拡充して頂きたい。

### (3) デジタルアーカイブ社会の実現とデータ流通・利活用環境の整備

●デジタル化の進展の中で注目を集める生成 AI をはじめとした AI、メタバース・デジタルツイン・Cyber-Physical System (CPS) などの新たな社会課題解決を可能とする新技術においてデータは重要な役割を果たしている。特に産業データ（非個人情報データ）はデジタル社会を構築する重要な基盤となっており、データ利活用が促進できる環境の整備は我が国の産業発展に重要な課題と思慮する。

弊会は、全産業を横断的に網羅する多数の会員企業が、「データを生じさせる機器・サービスのユーザー／機器製造業者／関連サービス提供者／生じたデータの保有者」のうちの 1 つまたは複合的な立場でデータビジネスに携わっている。いずれの立場においても、データを企業競争力の源泉として重要視しており、データを安心、安全かつ公平に利用できるビジネス環境の整備が重要であると考え。かかるデータ環境（主にルール）の整備に際しては、(1)知的財産法の枠組みの尊重 (2)規制と競争のバランス、(3)予見可能性と透明性の向上、(4)国際的なハーモナイゼーション、が重要な要素であると考え。

国際連携に関して、我が国が推進する DFFT (Data Free Flow with Trust) を実現するためにも、企業が保有するデータ（営業秘密を含む）の適切な保護と業種横断的なデータ利活用推進の双方観点からバランスの取れたデータ政策を推進することが肝要と考える。経済産業省 産業データサブワーキンググループ（弊社からも委員派遣中）において議論が進む、「データの国際的な共有・利活用や越境移転に伴うリスクと事業者のとりうる対応策を整理」を推進頂き、我が国としてのデータ戦略に関する議論を一層深めて頂くとともに、産業データについて OECD や各国との国際連携を推進頂くことを望む。

データ利活用ルールに関して、データは企業のノウハウを含む営業秘密としての性質も有しており、各企業の特性を生かしたデータのオープン・クローズ戦略が尊重される必要がある。一方でデータ利活用をするビジネスは日々進歩しており、規制や新たな保護は却って将来のデータ利活用を阻害する副作用が生じかねない。そのため、データに関するルールを検討頂く際には、ハードローではなくソフトローがデータの利活用に資するものと思慮する。

データアクセスに関して、諸外国の一部ではデータ利活用のためにデータへのアクセスを許容するルールも策定されているが、データアクセス自体がデータ保有者の望まない営業秘密開示に繋がる等、その副作用も小さくない。加えて、データアクセスを定めるルールへの対応のために、企業は製品設計の見直しや社内体制の整備等を迫られ、重い負担が生じており、却ってデータ利活用を阻害しかねない状況である。データアクセスを許容するルールについては、既存の知的財産制度が尊重されることを前提に、アクセスは明確なルールの下でバランスの取れた範囲に限定されるべきと考える。加えて、データアク

セスの態様は、BtoC、BtoG、BtoBによって異なるともいえるところ、アクセスが許容されるそれぞれの趣旨や目的に応じて、その適切な手段（データアクセスの範囲、使用目的、対価の要否等）が異なる点に十分に配慮するなど実体に即した検討が不可欠と考える。TRIPS 協定第 39 条で規定される「開示されていない情報の保護」が適切に履行されるよう、営業秘密の保護範囲が不当に限定解釈されないことが重要です。

データ保護に関して、イノベーションを阻害し得るようなデータの過度な保護も望ましくないと思慮する。データにかかるルールを検討する際は、既存の知的財産制度を尊重しながら、産業界とも適宜ご連携を頂き、ステークホルダーの意見を汲んで頂けるとありがたい。

国際的視座からの対応に関して、各国で様々なデータにかかる施策・ルール化が進んでおり、企業は各国の制度を適切に把握した上で各国のルールに従った対応が求められる。データはグローバルに流通するものであり、企業はビジネスに関連する各国ルールに全て対応する必要があるため、各国の施策・ルールが企業の事業に与える影響や企業の負荷は大きく、データ利活用の大きなハードルとなる。また、各国の施策・ルールが矛盾する場合に、企業がその板挟みとなり対応に苦慮することも生じ得る。前述の経済産業省にて取纏めを進めて頂いているデータマネージメントのマニュアル等をはじめ、関係官庁連携の下、一元化されたルールや留意点等の情報をご提供頂くことは企業のデータ利活用の推進に繋がる。企業がグローバルでのデータ利活用を円滑に進められるよう、各国の施策・ルールの適時の把握・情報提供、そして、企業が適切に対応を進められるよう継続したご支援を望みたい。

●推進計画 2024 の 66 頁において、「2021 年 6 月に策定したデータヘルス改革に関する工程表に沿って各施策に関する取組を推進中であり、2023 年度は、全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大（レセプトに基づく手術情報）、自身の健診情報を閲覧できる仕組みの拡大（事業主健診情報）等を実施した。2024 年度以降も、引き続き、データヘルス改革の各施策に関する取組を着実に進める。」との記載がある。

2024 年 4 月に次世代医療基盤法の改正法が施行されたが、加えて、政省令、基本方針、ガイドライン等の改正など、産業界でのデータの利活用が進む方向での検討を要望したい。

また、データの活用促進に向けた環境整備については、電子カルテを統一化し利用対象となるデータの信頼性を高めること、ブロックチェーン・連合学習・秘密計算・差分プライバシーなどの先端技術を利用したデータの利用と個人情報の保護の促進を要望したい。

#### （４） 中小企業／地方（地域）／農林水産分野の知財活用強化

●中堅企業においては、知財専任者が多くて数名、少ない場合は他の業務との兼務者のみという状況があり、マンパワー不足から将来に向けた新しい取組みにまで手が回らず、また現業で手一杯となることが多く、より高度な知財活動による経験値向上、情報収集、人材育成にまで至るのは難しい。

このような中堅企業に関しては、2024 年が中堅企業元年として位置付けられ、政府も力をいれて支援していると理解している。そうではあるが、知財の分野において、なんらかの施策が実施されていないようであり、また、弊会における中堅企業の当事者においても、中堅企業への支援に政府が力を入れていることが周知されているとも言い難い。

そこで、まずは中堅企業への支援が行われていることを中堅企業の知財関係者に向けても周知するとともに、中堅企業に向けた情報発信や知財担当者同士が意見交換をするような機会を設けたり、政府が行っている特定中堅企業者に向けての助成・助言をより対象を広げたり、伴走支援（知財経営コンサルティング、メンタリング）等を通して、経営戦略に基づいた知財経営に取り組む企業を増やし、知財を強みに中堅企業から大企業への発展の後押しをお願いしたい。また、知財担当者向けに留まらず、経営層も巻き込んでの伴走支援をいただくと、なお有難い。

## （５） 知的財産の活用全般に対するその他意見

### （上記以外の課題、次期「知財推進計画 2025」に織り込むべき内容等）

#### ●バリューチェーン型オープンイノベーションにおける知財・無形資産ガバナンスのあり方

バリューチェーンをカーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーに関連づけて考える場合、特に独占権として認識される知的財産権をどのようにオープンイノベーションに参加する多数プレイヤーが効果的に利用できるか仕組みを作るのかは重要な検討テーマである。

弊会では、カーボンニュートラルに関連するテーマとして、WIPO GREEN の運用において、環境技術のпатентプール化または技術パッケージ化を WIPO に提案し、現在それに向けて検討をしているが、特に先進国間では、特許権が技術普及の最大のネックになっているため、さらに検討を進める予定である。

#### ●知財の見える化を起点としたマッチング・エコシステムの構築

先の推進計画 2023 では、マッチング・エコシステムとして、開放特許情報データベースの効率的な登録方法や活用可能性を上げるヒントのマニュアル作成の検討が予定されていた。特許のデータベースは、それだけでは活用が活発化はせず、情報として埋もれてしまう傾向が強い。つまりニーズとシーズを仲介するコンサルタントの存在がどのような活動を行うかにより、マッチング・エコシステムが機能するかどうかが決まる。

弊会では、WIPO GREEN 等の活動を通じて、マッチングを仲介する仕事にチャレンジしているが、これは世界各国の環境課題の情報（ニーズ）を、UNDP などを通じて調査し、WIPO GREEN に登録されている環境技術（シーズ）から解決策を発見し、ニーズ側に提案するものである。

もし政府が、本テーマのマッチング・エコシステムを構築するなら、仲介者の存在とどのような活動を期待するか、それは業務として成立し継続性があるかについてまで、検討の範囲を広げて欲しい。

## 4. 高度人材の戦略的な育成・活躍

### （１） 研究開発における人材育成・流動化

●推進計画 2024 の 80 頁において、「我が国の博士号取得者数の増加等を目指し、博士後期課程学生の処遇向上等に加え、産業界における採用拡大など博士人材が社会の多様なフィールドで活躍する社会の実現に向けて、博士人材の民間企業における 活躍のための手引き・ガイドライン（仮）、博士人材の活躍状況の透明化、博士課程学生に対するキャリア支援体制、ジョブ型研究インターンシップ等について産業界とも連携して検討を行う。」との記載があります。

## 創薬エコシステムサミット

([https://www.kantei.go.jp/jp/101\\_kishida/actions/202407/30souyaku.html](https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202407/30souyaku.html)) では「我が国の医療分野を始めとするアカデミアの研究力を維持・向上し、スター・サイエンティストを生み出す」ことも掲げられているところ、博士号取得者数の増加と合わせて、海外（特に米国）大学等での博士号取得/ポスドク支援にも注力いただくようお願いします。世界の研究者やエコシステムのレベル等の体得はスター・サイエンティストの育成に欠かせないと考えます。

●また、推進計画 2024 の 72 頁では、「博士人材の採用」を企業に促す切り口が多いが、企業としては若年の学生（例えば、学卒や前期博士課程修了者）に入社後に身に付けて欲しいスキル・知識があることから、後期博士課程修了者の採用間口を広げることは簡単ではないと思われ、合わせて書かれている「従業員の博士号取得支援」を充実させる方が企業にとっては実現可能性が高いという意見もあるので、むしろ従業員の博士号取得支援を充実させることに重きを置いた博士人材の活躍促進施策の強化も広く検討いただきたい。

## (2) コンテンツ開発や利活用における人材育成

●意見なし

## (3) 知財活用を支える人材基盤の強化

### (1) 裾野の広がり（児童・学生・国民全般への普及啓発、資格）

●意見なし

### (2) オープンイノベーションを支える人材の多様性

(D3-1) オープンイノベーションを支える人材の多様性（DE&I の視点）

●イノベーション創出を促進する知財エコシステムの強化に向け、知財エコシステム全体での多様性と包摂性とをさらに高めていくためには、以下に説明する「継続」と「展開」という2つの観点に基づく施策の策定と、実践が重要であると考えます。

(i) 多様な人材の育成に向けた、課題認識の把握・施策実践の「継続」

ジェンダー、障がい、国籍などを問わず、多様性のある人材が、自らの意識で、知財やイノベーションの創出に参加し、意見を発信することができる知財エコシステムを構築していくために、多様な環境をつくるための施策を学んだり、知財制度のユーザー団体や有識者等も交えた「議論の場」を提供していくことが重要であると考えます。その中で、2024 年度は、「女性活躍」を積極的に取り上げ、例えば、「知財エコシステムにおけるジェンダーの多様性と包摂性に関する調査研究」（特許庁\_令和6年3月発行）などを通じて、知財業界において、女性やジェンダーを考えるためのきっかけを発信いただけることに、感謝する。

その一方で、DE&I の考え方は、短期的に浸透するものではなく、意識して変える必要があるとともに、長期的な目線で、課題認識の把握・課題解決に向けた施策の実行をワンセットとして、継続的に、取り組んでいくことで、少しずつ、浸透していくものと理解している。そのため、引き続き、産官

学による協力も視野に、多様な人材の育成に向けた、課題認識の把握・施策実践の継続をお願いしたい。

(ii) 多様性を多面的に捉えた、活動の「展開」

推進計画 2024 の 90 頁に記載された、組織に多様な人材が包摂される環境が、イノベーションや発明の創出・活用に与える影響の調査については、是非進めていただきたい。

多様性の切り口は、推進計画 2024 にも挙げていただいている通り、「ジェンダー」の他に、年齢・企業規模・スタートアップなど、多種多様です。例えば、産業界では、グローバル化が加速し、社内環境においても、様々な国籍の仲間と一緒にチームを組んで協働する機会も多く、また、日本国内においては、労働力アップを目的として、海外からの労働人口も増えており、国籍を超えたチームワークが求められる機会も増えております。そのため、知財活用を支える知財基盤の強化、とりわけ、「オープンイノベーションを支える人材の多様性」にフォーカスし、施策を講じる際には、「ジェンダー」を、トップバッターとしつつ、知財業界で検討すべき DE&I の他の要因として、国籍・企業規模・年齢・教育・キャリア・価値観、企業タイプ、地域、ライフステージ、障害など様々な切り口にも目を向け、多面的な検討を、継続かつ、長い目線でご検討いただきたい。

(D3-2) オープンイノベーションを支える人材の多様性（知財エコシステム）

●推進計画 2024 の 89 頁には、「ソーシャル・イノベーター、特に、知的財産にまだ馴染みのないようなスタートアップや非営利法人、女性や若者などの多様なプレイヤーが、知的財産やビジネスに精通した専門家からなるチームによるメンタリング支援を受け、知的財産の活用を通じ、他者と共創によって社会課題を解決していくための事業を行う」旨が施策の方向性として記載されている。

この施策は、多様な人材がオープンイノベーションに参画し、支えることを目的としていると考えるが、対象者としての「多様な人材」として上記を含めた誰を想定するか、その対象者にオープンイノベーションのどの部分を担ってもらうかによって、行うべきメンタリングの方向性や支援は異なってくると考える。まずは、多様な人材に何らかの形でオープンイノベーションに関わってもらうことから始めることになると思うが、どのような人材に何を担ってもらうのが知財エコシステムに繋がるのかも検討も併せて進めていただきたい。

(D3-3) 知財戦略支援人材（スタートアップに対する支援）

●推進計画 2024 の 92 頁に記載された、IPAS を通じたスタートアップの知財戦略構築等の充実に関して、スタートアップが持続的に事業を展開していくためには、創業期、成長期、安定期それぞれで適切な知財サポートが必要と考えられる。そこで IPAS によるスタートアップ支援（移管先の INPIT による支援）を創業期のみでなく、成長期、安定期にも拡大することの検討をお願いしたい。

推進計画 2024 の 92 頁に「大企業の知財部スタッフがスタートアップに対して知財担当者として業務支援を行うなど、兼業や副業が促進されることで知財エコシステム全体における労働市場の流動性が高まることにより、スタートアップ等にとって必要な事業戦略・知財戦略を有する人材の需給ギャップが解消することが予測され、産業界におけるニーズ等を踏まえた検討が進められることが期待される。」と記載されている。しかし、それに向けた具体的な施策の検討はこれからだと思われる。例えば大企業の知財部スタッフが兼業や副業を活用してスタートアップや大学を支援する機会が増えることにより、マ

ツティングへの貢献や、人脈を活かした他の専門家（例、公認会計士）への橋渡し役としての貢献なども期待できると考えられるので、INPITなどが窓口となり大企業の知財部スタッフの兼業や副業を後押しする仕組みづくりなどの検討をお願いしたい。

#### (4) 高度人材の戦略的な育成・活躍全般

(上記以外の課題、次期「知財推進計画 2025」に織り込むべき内容等)

●意見なし

### 5. 新たなクールジャパン戦略・コンテンツ戦略

#### (1) 新たなクールジャパン

●意見なし

#### (2) デジタル時代のコンテンツ戦略

(E2-1) デジタル時代の公平な対価還元システムの検討

●コンテンツの利用環境の変化を踏まえた、より公平で透明な経済効率の高い適切な対価還元の仕組みについて検討がおこなわれることを期待する。

また、上記の検討の前提として、コンテンツの利用許諾を得たい人が円滑に許諾を得られるように、分野横断型権利情報データベースの整備や、各データベースを用いて具体的にどのようなプロセスで利用許諾を得られることができるのかに関するガイドラインの整備等、現在の対価還元の枠組みを「見える化」するべきと考える。

(E2-2) 新技術の潮流に対する対応について

●メタバースや NFT 等の新技術の潮流に対する対応については、政府の「メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題への対応に関する官民連携会議」で検討が進められ、昨年5月に論点整理がとりまとめられたと承知している。弊会は、論点整理案に対するパブコメにおいて、性急な法改正を行うよりも、技術を活用した仕組みやソフトローによる解決を行うべき旨主張しており、論点整理もその方向に沿ったものとして評価している。他方、論点整理がとりまとめられて1年以上が経過していることも踏まえ、技術の進展を踏まえたフォローアップも必要に応じて行っていただきたい。

(E2-3) デジタルアーカイブ社会の実現について

●過去の様々な知を集積したデジタルアーカイブには、重要な文化遺産として次世代のコンテンツを生み出す基盤としての役割を担うものであると考えられることから、実現に向けた施策を支持する。デジタルアーカイブ化を進める権利者やコンテンツ企業への支援を含め、著作物の適切な保護と利用のバランスをとりながら、デジタルアーカイブを進めるための制度的検討がなされるべきであると考えます。

(E2-4) 今後のコンテンツ戦略全般について

●今後のコンテンツ戦略を政府が一体的・戦略的に進めていくにあたり、現在の政府の各省庁の所管業務の在り方（例：内閣府が取りまとめを担うものの、実際の政策推進については、著作権は文化庁、意匠・

商標は特許庁、不正競争及びコンテンツ産業全般は経済産業省、放送コンテンツは総務省と分散している)が適切かという点については、政府において十分な議論を行うべきと考える。

コンテンツ戦略全般を担う省庁の設置や、著作権を含めた知的財産法を横断的に所管する組織(IP Office)の設置等が考えられるが、諸外国の例も参考としつつ、屋上屋を架すような結果にならないよう留意しながら、必要な検討を進めていただきたい。

### (3) 新たなクールジャパン戦略・コンテンツ戦略全般

(上記以外の課題、次期「知財推進計画 2025」に織り込むべき内容等)

●意見なし

## ▽上記以外の課題、次期「知財推進計画 2025」に織り込むべき内容等

### (F-2) 臨床試験データ保護制度の法制化に関する意見

●日本において臨床試験データ保護制度を法制化することを要望する。

臨床試験データ保護制度とは、先発品会社が得た知的財産である臨床試験データを一定期間保護する制度である。データ保護制度の下では、医薬品の開発に相当の時間がかかる中、特許期間が短いあるいは特許が存在しない場合でも、先発品の承認後一定期間は後発品が承認されないため(後発品は先発品の臨床試験データを利用できない)、先発品会社は医薬品開発に投資した費用を回収するための一定期間を確保することができる。

医薬品の開発は、10年以上の期間と数百億～数千億円規模の投資が必要な上に、成功確率が低い極めてリスクの高いビジネスです。その成功確率は年々低下しており、20年前は1/1.3万候補品でしたが、現在では1/2.3万候補品になっている。このようなリスクの高い医薬品開発を継続して行うためには、投資した費用を回収することが必須であり、特許が存在しない場合であっても投資費用を一定期間回収できることを保証するデータ保護制度は極めて重要な制度です。

TRIPS協定、日英包括的経済連携協定や日EU経済連携協定において、臨床試験データを保護することが定められており(TRIPS協定第39条;日英包括的経済連携協定第十四章 知的財産、第B節 知的財産に関する基準、第七款 営業秘密及び開示されていない試験データその他のデータ、第十四・四十二条;日EU経済連携協定第十四章 知的財産、第B節 知的財産に関する基準、第七款 営業秘密及び開示されていない試験データその他のデータ、第十四・三十六條及び第十四・第三十七條)、欧米においてはデータ保護制度が法制化されている。韓国においても2024年に薬事法が改正され、データ保護制度が法制化されている。

一方で日本では、臨床試験データ保護を直接規定する法律はない。再審査制度(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、第十四の四)が、臨床試験データ保護の役割も有しているとされているが、再審査制度には臨床試験データの保護を明文化しているものではない。そもそも、再審査制度の目的は承認医薬品の安全性の確認であり、臨床試験データ保護制度の目的とは全く相違していることから、本来、臨床試験データ保護制度は再審査制度とは別にして存在するべきものである。臨床試験データ保護制度は特許と同じく医薬品開発において重要な基盤となる制度である。しかし、将来

的に、再審査制度が変更された場合には、臨床試験データ保護の目的に影響を及ぼす可能性が考えられる。また、再審査制度が臨床試験データ保護の目的や役割を反映した形で恒久的維持されるかについても保証されていない。また制度自体が法律として直接規定されていないことから、その詳細を誰もが公平に負荷なく知り得る状態にも現状なっていない。

以上のことに鑑みて、欧米と同様に、日本における臨床試験データ保護制度の法制化を要望したい。臨床試験データ保護が法制化されることで、日本において安定して医薬品を開発するインセンティブが高まることが期待できる。

### (F-3)「特許庁」の名称変更に関する意見

●知的財産の産業界横断的活用の促進のための施策として、「特許庁」の名称を「産業財産庁 (Japan Industrial Property Office)」、「産業知的財産庁 (Japan Industrial Intellectual Property Office)」、もしくは、「知的財産庁 (Japan Intellectual Property Office)」への改称を希望する。グローバル視点では、知的財産権を管轄する各国省庁において、特許庁と称するのはほぼ日本だけである。上述の提案には、今さら感があるのであれば、「イノベーション庁 (Japan Innovation Office)」や「産業イノベーション庁 (Japan Industrial Innovation Office)」など、世界に二つとない新規名称を掲げることで知的財産先進国としてのグローバルリーダーシップを目指すことを期待する。

そもそも知的財産は、技術知財を代表する特許だけではなく、また、長年「ものづくり」を支えてきた製造業界や技術者だけのためでもなく、知的財産を活用して国家に経済効果をもたらすための産業資産である。これを支える行政組織は、経済産業省下の組織であって、事実、特許庁では特許に限らず多くの知的財産を扱っている。特許庁が発信している「発明、デザイン、商標などの知的創造の成果を保護・活用し、産業の発達に寄与することを目的とし」ていることは賛同するところであるが、ブランディングにおいて非常に大切な組織の名称として、実態とは異なる“特許”庁を冠しているが故に、国民や諸外国に我が国が特許を偏重するかのような誤解を招くメッセージを未だに発信し続けていることを大いに危惧する。

「特許庁」の名称を適切に改称することは、日本発の知財イメージの正しく刷新するとともに、国民への強いメッセージとなり、国民ひとりひとりの意識を変えることができる。これにより、国全体に、各種の知的財産を等しく「創る」、「守る」意識を醸成するだけに留まらず、有機的に「使う」意識を醸し出す方向付けができると思う。その結果、経済産業省発行の価値協創ガイダンスの知的財産を含む無形資産等の確保・強化に向けた投資戦略の方向性を強く支持する国家が形成されるものと信じている。知的財産推進計画 2025 に向けた検討の構想委員会においても持続的に成長可能な「新・知的創造サイクル」構築の必要性が示されており、また、あらゆる産業での知的財産のポテンシャルを最大限に引き出そうしようとしている取組みが議論されており、知的財産は特許だけでないことも自明である。我が国が未来社会の価値創造をリードするためにも、このタイミングでの改称は同推進計画の周知及び遂行を強く支持するものになると考える。ラストチャンスと意識して変革に取り組むことを切に期待する。

需要豊富であった昭和時代の「作れば売れる」環境下で成長を遂げた第二次産業とそれを支えてきた特許庁の日本経済への貢献は少なくないが、日本経済を支える産業構造は、ペティ＝クラークの法則に則り、例外なく昭和終盤より「売るために努力する」サービス産業など、即ち、第三次産業へシフトしている。しかしながら、日本の知的財産界（知的財産関連の会合のほとんど）に関心を持つ企業の多くは製

造業であるため、製造・技術・研究に関わる特許についての議論が中心で、その他の知的財産の議論は周辺となっている。特に、成果物を使って（売って）キャッシュフローを創るために必須となる「商標」のプライオリティが低く扱われてきた。一般に日本発のテクノロジー系グローバルプレイヤーを想起するのは容易であるが、サービス産業グローバルプレイヤーを想起することが容易ではないことは、「商標」のサポートが不十分であったことも一要因と危惧される。今日の国民が抱く特許や知的財産への先入観（「知的財産」＝「特許」、あるいは、「知財」は古臭い表現、など）は、このような背景のもと、上述した“特許”庁というネーミングによる国民への知的財産のブランディングと相まって創り出されたものと考えられる。

「特許庁」の名を適切に改称して知的財産のイメージのリブランディングを実施することで、サービス産業などの種々の産業が知的財産界に参画することを促し、知的財産界が、製造業が培ってきた特許を中心としたノウハウと、サービス産業が培ってきた「商標」などのノウハウとを結集させる共創の場となり、我が国の産業界全体が知的財産を有機的に活用しようとする機運を高める端緒を開いていただくことを希望する。

なお、産業界の状況として、政府が鉄鋼産業・半導体産業に匹敵する産業と見込むコンテンツ産業界では、コンテンツに関わる種々の知的財産を「知的財産」ではなく、「IP（アイピー）」と呼んでいる。これは、国民の間では「知的財産」という言葉に対して技術や特許の印象が強いため、これを避けた表現となっている可能性があることも認識いただきたい。コンテンツには著作権で保護される「文化資産」と産業活用する「商業資産」の側面がある。知的財産を活用して経済活性化へ繋げグローバルリーダーシップを執るためには、「商標」をはじめとした種々の知的財産のプレゼンスを高めるとともに、知的財産を広義に捉え、サービス産業やコンテンツ産業をも含めた多くの産業界が横断的に関わることを望ましく、これが「新たなクールジャパン戦略」を支える知的財産戦略となる。

日本の将来を担うスタートアップベンチャーたちに知的財産を「使う」ステージにおいて失敗させないためにも、国民の意識付けとともに、知的財産としての「商標」の重要性を意識させたい。

弊会では、2023年度重点活動項目である「サービス産業研究会」を立ち上げ、製造業に偏らない、広義の知的財産を議論する場の提供を開始し、改革に取り組んでいる。会員向け講演会では、100社以上の参加を数え、ブランディングや商標戦略などについて多くの会員が興味を持っていることが確認されている。

また、これまで「特許・情報フェア」と称していた国内最大級の知的財産関連コンベンションにおいては、2023年以降に特許以外のテーマ（2023：「企業ブランディング」、2024：「日本商標協会枠」、「商標ランドスケープ」、他）のカンファレンスが企画され、2024年には「知財・情報フェア」と改称され、多くの商標やブランディングプロバイダが参加し、特許に限定されない知的財産市場への拡張も認められている。日本国内の知的財産関連団体やイベントにおいても「特許」冠を称しているのはほぼ「特許庁」のみである。

産業界においても、「いかに優れた技術や特許技術であっても商標を効果的に活用したブランディング努力がなければ期待される経済効果は得られない」ことを認識し、知的財産の活用へと変革していることが窺える。

最後に「特許庁」の改称とともに、庁舎1階ギャラリーの展示アイテムの改修を検討いただくことを提案する。意匠、商標（ブランド）などについても的確に展示することで、来場者へ効果的に本推進計画の

取組みとしての「改称」をアピールできるものとする。（参考まで、USPTOのギャラリーでは、米国に限らずグローバルのイノベーション、特許、意匠、商標（ブランド）、トレードドレス、他に関わるアイテムが展示されている。）

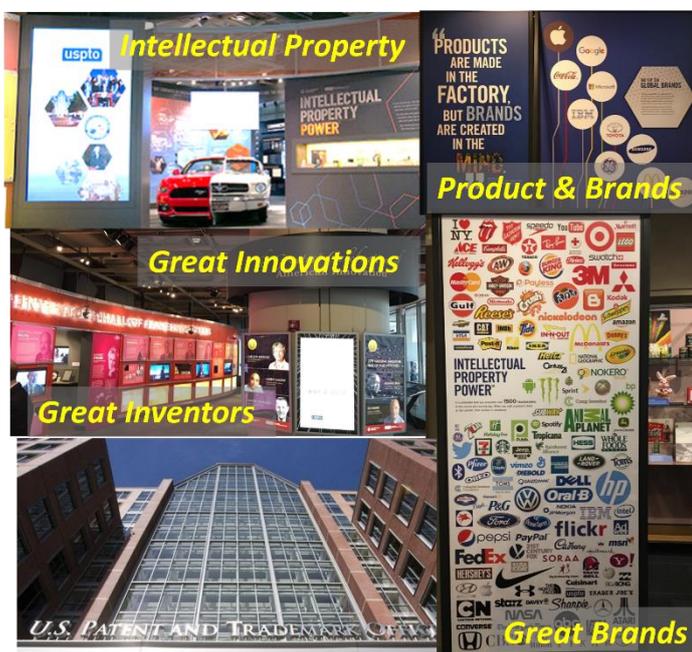


※1（参考）知的財産省庁国際会議における違和感（TM5会合 2024 より）

**日本特許庁 展示エリア**



**米国特許商標庁 USPTO 展示エリア**



※2（参考）日本特許庁と米国特許商標庁の展示ギャラリーの比較

以上